

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 家族従業員の給料

Q : 私は個人でそば屋を経営しています。青色申告をしていれば家族の給料が経費になると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 一定の要件を満たしている場合には、必要経費になります。

【解説】

事業主が生計を一にしている配偶者その他の親族に支払う給料は、所得税法上、原則として必要経費にはなりません。

しかし、これらのいわゆる家族従業員については、特別の取扱いが認められています。

青色申告者の場合には、実際に支払った給料の額を必要経費とする青色事業専従者給与の特例です。事業を営む青色申告者と生計を一にする親族（ただし、15歳未満の者は除かれます）で、その事業に専ら従事する者を「青色事業専従者」といい、この者に支給した給与は、その仕事の内容や従事の程度などから見て、労務の対価として相当である金額に限り、必要経費とするというものです。

青色事業専従者給与を必要経費として認めもらうためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」をあらかじめ税務署長に提出しておかなければなりません。

また、青色事業専従者については、配偶者控除や扶養控除を受けることはできません。

ちなみに、白色申告者の場合には、事業に専ら従事する家族従業員の数、配偶者かその他の親族かの別、所得金額に応じて計算される金額を必要経費とする事業専従者控除の特例があります。

